

中間前払金の御案内

厚木市総務部契約検査課

1 中間前払金とは

当初の前払金（請負代金額の 40%以内）を受けた後、請負代金の 20%以内の前払金を追加請求できる制度です。

国土交通省、農林水産省等の国・公団等で行われていましたが、平成 11 年 2 月、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部が改正され、厚木市においても中間前払金を請求できるようになっています。

2 中間前払金のメリット

① 経費・事務の効率化

中間前払金制度は、発注者、受注者双方の経費・事務効率化を目的としております。既済部分払のような出来高検査をせずに、簡単な認定により中間前払金の請求が行えます。

② 中間前払金に係る保証料は、一律 0.065%（平成 21 年 2 月現在）

③ 払出手続は、極めて簡単

中間前払金専用の「預託金払出依頼書」だけ（証明資料は不要です）で、払出手続ができます。

3 中間前払金の対象工事

① 1 件の請負代金額が 200 万円を超える工事

② 当該工事について、既に前払金の支払を受けていること。

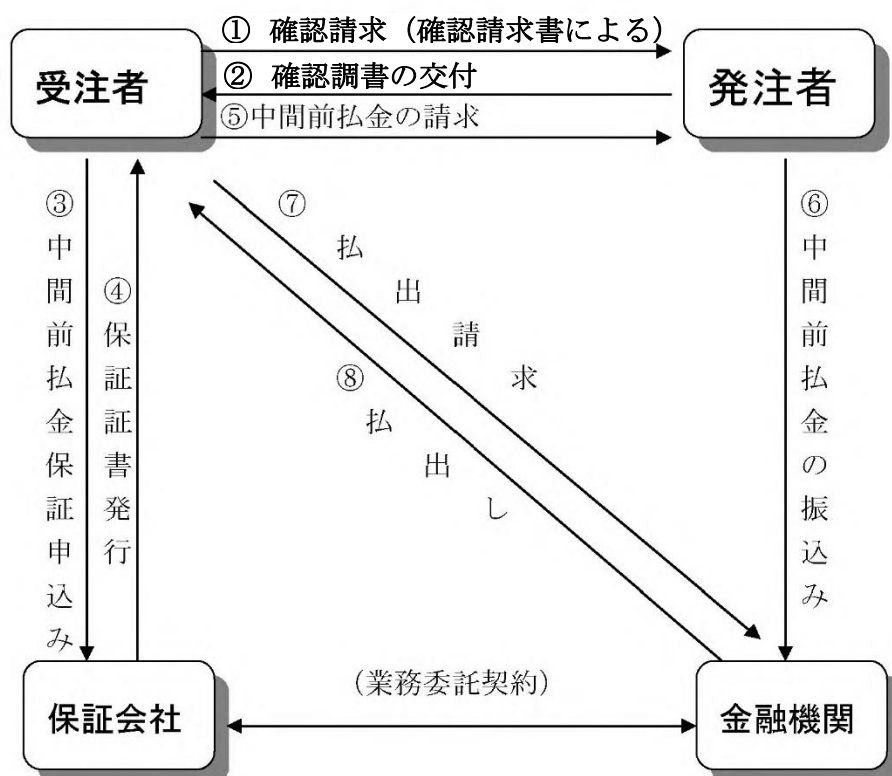
③ 工期の 2 分の 1 を経過し、工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われ、工事の進捗額が請負金額の 2 分の 1 以上に達していること。

※③の条件を満たしたことを証明する書類を「**確認調書**」といい、受注者の**確認請求**により、厚木市が発行する書類です。

※注意事項

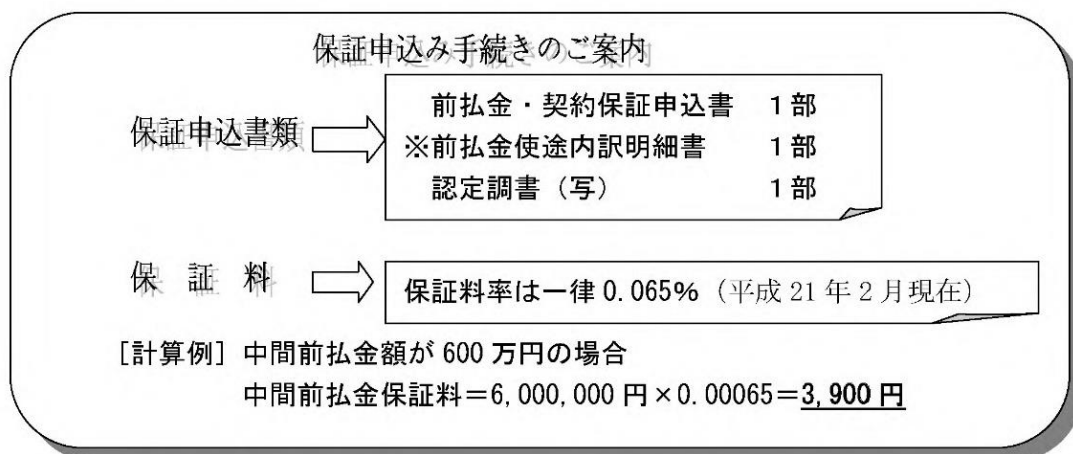
- ・単年度工事で部分払を申請する場合は、中間前払金の申請はできません。
- ・継続事業の場合は年度の出来高払を除き、同年度で部分払と中間前払金の申請はできません。

4 中間前払金フロー



5 中間前払金保証とは

当初の契約と同じく、中間前払金を請求するには、保証会社の中間前払金保証証書が必要となります。



☆☆☆保証手続きに関するお問い合わせは☆☆☆

東日本建設業保証株式会社神奈川支店

Tel 045-662-8203 FAX 0120-027-356